相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市里町中野池一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柴田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月八日

愛知県安城市御幸本町一一番一七号

相続財産管理人　弁護士　神谷　明文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海草郡紀美野町動木九三九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大西　順二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月八日

和歌山県海南市下津町上三二番地四

相続財産管理人　南口　暢宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県安来市広瀬町宇波四三八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　内田　和己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月八日

事務所島根県松江市南田町九五―一七あさひビル二階

相続財産管理人　弁護士　岸田　和俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区西十日市町二五六番地の一、最後の住所広島市中区鶴見町一四番一七―二〇二号　被相続人　亡　山崎　初美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月八日

事務所広島市中区八丁堀一番二三―三〇二号

相続財産管理人　藤井　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県島原市有馬船津町一〇五七番地、最後の住所北九州市八幡西区青山三丁目四番一―二〇二号　被相続人　亡　山川　菊蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月八日

福岡県北九州市八幡西区樋口町七番三一号

相続財産管理人　司法書士　恒松　史帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市滑石一丁目一二〇番地三八、最後の住所長崎市馬町五八番地東栄ビバシティ諏訪神社通四〇一号　被相続人　亡　髙津　惇夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月八日

長崎市興善町八番一号林興産ビル二階

相続財産管理人　司法書士　向原源一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市若狭三丁目四番地八、最後の住所沖縄県那覇市牧志二丁目二二番三一号パラティーノ牧志五〇三

被相続人　亡　川田　潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月八日

沖縄県沖縄市諸見里二丁目三番二三号

相続財産管理人　平良　保弘

公示送達

函館市石川中央土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒否されたので、同法第百三十三条第一項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容をつぎのとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者

住所　函館市石川町一四八番地

氏名　佐々木良幸

（通知の内容）

従前の土地

函館市石川町一三四番二七　一、五二〇㎡

仮換地

二十四街区三　七四〇・六六㎡

仮換地指定の効力発生の日

平成二十二年九月十日

二、書類の送付を受けるべき者

住所　函館市石川町一五六番地八

氏名　石川　直人外一名共有者

（通知の内容）

従前の土地

函館市石川町一五六番八　四九五・八七㎡

仮換地

十二街区四　三六七・〇九㎡

仮換地指定の効力発生の日

平成二十二年十二月二十九日

三、書類の送付を受けるべき者

住所　函館市石川町一五四番地四

氏名　大淵　正志

（通知の内容）

従前の土地

函館市石川町一五四番四　四六三・九一㎡

仮換地

十四街区九　二九六・三三㎡

仮換地指定の効力発生の日

平成二十二年十二月二十九日

四、書類の送付を受けるべき者

住所　函館市石川町一五六番地四

氏名　下山　由和外二名共有者

（通知の内容）

従前の土地

函館市石川町一五六番七　七八八・五四㎡

仮換地

十二街区五　六五九・八三㎡

仮換地指定の効力発生の日

平成二十二年十二月二十九日

五、書類の送付を受けるべき者

住所　函館市石川町一五六番地四

氏名　下山　ウタ

（通知の内容）

従前の土地

函館市石川町一五六番四　一、一二四・四四㎡

函館市石川町一五六番六　一、二一二㎡

函館市石川町一五六番九　二四二・二八㎡

函館市石川町一五六番一〇　一〇六㎡

函館市石川町一五六番一一　一六三・九八㎡

仮換地

十二街区六　六八九・五六㎡

十二街区七　六六六・六二㎡

仮換地指定の効力発生の日

平成二十二年十二月二十九日

六、書類の送付を受けるべき者

住所　函館市石川町一五四番地六

氏名　大淵トシエ

（通知の内容）

従前の土地

函館市石川町一四九番六　一、二五四㎡

函館市石川町一四九番一一　八五九㎡

函館市石川町一四九番三三　一二六㎡

函館市石川町一五四番六　六五七・三〇㎡

仮換地

十三街区五　二二〇・〇一㎡

十四街区三　三二七・三〇㎡

十四街区四　一六五・七三㎡

十四街区五　四九八・八三㎡

十四街区六　三八三・七〇㎡

仮換地指定の効力発生の日

平成二十二年十二月二十九日

仮換地について使用収益を開始することができる日は別に定めて通知します。

なお、仮換地指定図は函館市石川中央土地区画整理合事務所で閲覧できます。

（教示）

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に函館市長に審査請求をすることができます。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に函館市石川中央土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十三年二月八日

北海道函館市石川町一二五番地一

函館市石川中央土地区画整理組合

理事長　西谷　幸光